

# 留学生へのお知らせ

## ポストスタディ・ワークビザの 変更について

現在、ニュージーランド政府は、国内の教育機関を卒業した留学生の労働権に関する法改正を進めており、2018年11月下旬に施行される予定です。今回の改正は、ニュージーランドに必要な技術や資格を生かす社会貢献の機会を設けることにより、留学生とその雇用主にメリットをもたらすものです。法改正がどのような影響を及ぼすか、十分にご理解ください。

### ビザをこれから申請する方

2018年8月8日現時点において、学生ビザをお持ちでない方、および移民局においてビザ申請の手続き中でない方は、下表をご覧ください。

留学して取得する予定の資格:	条件:	卒業後に申請可能な滞在資格:
レベル7 学士号以上	ニュージーランド留学期間30週以上	3年間オープンなポストスタディ・ワークビザ
レベル7 グラジュエート・ディプロマ	ニュージーランド留学期間30週以上	オークランドへ留学する場合は、1年間オープンなポストスタディ・ワークビザ。また、卒業後に専門職協会や職業組合への登録準備期間としてさらに1年間追加。  オークランド以外へ留学(通信講座は除く)する場合は2年間オープンなポストスタディ・ワークビザ*
学士号以外のレベル7資格	ニュージーランド留学期間30週以上	オークランドへ留学する場合は、1年間オープンなポストスタディ・ワークビザ  オークランド以外へ留学(通信講座は除く)する場合は、2年間オープンなポストスタディ・ワークビザ*
履修期間2年のレベル4~6の資格1つ	ニュージーランド留学期間60週以上	オークランドへ留学する場合は、1年間オープンなポストスタディ・ワークビザ  オークランド以外へ留学(通信講座は除く)する場合は、2年間オープンなポストスタディ・ワークビザ*
レベル4~6の資格2つ	ニュージーランド留学期間は資格ごとに30週間(計60週間)、第2資格は第1資格よりも上級レベルでなければならない。	オークランドへ留学する場合は、1年間オープンなポストスタディ・ワークビザ  オークランド以外へ留学(通信講座は除く)する場合は、2年間オープンなポストスタディ・ワークビザ*

\*2021年12月31日までに資格を取得した方が対象です。同日以降であっても、1年間オープンなポストスタディ・ワークビザを申請できる場合があります。また、グラジュエート・ディプロマ取得者の場合は、専門職協会や職業組合への登録準備期間としてさらに1年間追加されます。

2022年以降、2年間かけてレベル4~6の資格を取得した留学生、または学士号以外のレベル7資格を取得した留学生は、1年間有効なポストスタディ・ワークビザを申請できます。また、それらの留学生がグラジュエート・ディプロマを取得し、専門職協会や職業組合への登録を目指す場合は、さらに1年間が追加されます。

レベル7学士号以上の取得者は、今後も3年間有効なポストスタディ・ワークビザを申請できます。

### 現在有効な学生ビザをお持ちの方

2018年8月8日現時点において、学生ビザをお持ちの方、あるいは移民局へビザ申請中の方は、下表をご覧ください。

現在留学中で取得予定の資格:	条件:	2018年11月26日以降、卒業後に申請可能な滞在資格:
レベル7 学士号以上	ニュージーランド留学期間30週以上	3年間有効なビザ
学士号以外のレベル7資格	ニュージーランド留学期間30週以上	3年間有効なビザ
レベル4~6の資格1つ	ニュージーランド留学期間60週以上	3年間有効なビザ
レベル4~6の資格2つ	ニュージーランド留学期間は資格ごとに30週間(計60週間)、第2資格は第1資格よりも上級レベルでなければならない。	3年間有効なビザ

2018年11月26日以前にポストスタディ・ワークビザを発給された場合、申請可能な滞在資格:1年間オープンなワークビザ、または2年間有効なエンプロイヤー・アシステッドワークビザのいずれか。2018年11月26日以降、職業と雇用主に関するワークビザの記載項目を削除できることがあります。その場合、転職しても移民局へ届け出る必要がありません。

### 現在有効なポストスタディ・ワークビザをお持ちの方

2018年8月8日現時点において、ポストスタディ・ワークビザをお持ちの方、あるいは2018年11月26日の法改正後にポストスタディ・ワークビザを発給される方は、下表をご覧ください。

現在の滞在資格:	2018年11月26日以降、申請可能な滞在資格:
1年間オープンなポストスタディ・ワークビザ	2年間のビザを追加
2年間有効なエンプロイヤー・アシステッド・ポストスタディ・ワークビザ	職業と雇用主に関するワークビザの記載項目が削除されると、転職した場合でも移民局へ届け出る必要がありません。尚、記載の削除は任意です。

詳しくは:  
[www.immigration.govt.nz](http://www.immigration.govt.nz)をご覧ください。0508 558 855へお問い合わせください。